平成２１年（フ）第１０７２号
埼玉県和光市白子３丁目35番４号　第７三和ハウス103
債務者　長谷川雅一
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１０７６号
埼玉県川口市大字安行北谷626番地の４　サンフィールドⅡ―202号室
債務者　秋山　美穂
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１０８０号
さいたま市岩槻区本町３丁目16番８号
債務者　飯山　和子
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第３０２号
静岡県裾野市茶畑400番地の５　エクセルシアⅠ―303
債務者　笠間　精二
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第１８６４号
名古屋市港区野跡４丁目６番20号シティファミリーみなとＡ棟501号
債務者　木村　富治
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１９８３号
名古屋市北区天道町５丁目６番地　ライオンズマンション天道町702号
債務者　山梨　茂樹
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１９８４号
名古屋市北区天道町５丁目６番地　ライオンズマンション天道町702号
債務者　山梨　直美
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２０１９号
名古屋市港区川間町３丁目37番地　港が見えるマンション502号
債務者　新地みどり（旧姓野田）
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２０４３号
愛知県豊明市二村台６丁目１番地１　豊明団地28棟312号
債務者　小林　秀一
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２０４４号
愛知県豊明市二村台６丁目１番地１　豊明団地28棟312号
債務者　小林恵理華（旧姓雨宮）
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２０７６号
愛知県清須市西市場３丁目７番地12　コーポやまだ203
債務者　柿澤さゆり
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２０７７号
名古屋市瑞穂区平郷町１丁目２番地の１　よし美荘６号
債務者　山口美由紀
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２０８６号
名古屋市南区忠次２丁目１番５号　ヴァンベール三新　Ａ棟102号
債務者　一ノ瀬智代（旧姓石田）
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２０９９号
名古屋市緑区古鳴海１丁目177番地の１
債務者　冨田　祐子（旧姓本宮）
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２１５４号
名古屋市名東区上社２丁目23番地の１　エスパシオ上社201号
債務者　新垣　敬太
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２１５５号
名古屋市名東区貴船１丁目325番地　第２大進コーポ赤穂出302号
債務者　桶　　里佳
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２１６２号
愛知県小牧市多気南町56番地
債務者　吉田　秀一
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部